

行田市教育委員会告示第10号

行田市まちづくり出前講座実施要綱を次のように定める。

平成30年6月28日

行田市教育委員会教育長 森 郁子

行田市まちづくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成された団体(以下「市民団体」という。)が主催する集会等に市内のサークル、民間企業、公共機関、教育機関及び行政機関(以下「市内のサークル等」という。)が講師として出向き、専門知識を生かした講座(以下「出前講座」という。)を実施することにより、市民等の学習機会の拡充を図り、行政に関する理解を深め、もって生涯学習によるまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受けることができるものは、原則として市民団体又は市内に事業所を置く民間企業等(以下「対象団体」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定により民間企業が登録した出前講座を受けることができるものは、市民団体に限るものとする。

(出前講座の内容)

第3条 出前講座の内容は、毎年度行田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定めるものとする。

(出前講座の登録)

第4条 市内のサークル等は、行田市まちづくり出前講座登録申請書(様式第1号)により出前講座の内容の登録を申請するものとする。

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、当該内容等について審査の上、登録の可否を決定する。この場合において、次の各号のいずれかに該当するものは、出前講座として登録しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とするおそれがあるとき。

3 教育長は、前項の規定により登録の可否を決定したときは、行田市まちづくり

出前講座登録決定書（様式第2号）により当該市内のサークル等に通知するものとする。

（登録の抹消の届出）

第5条 出前講座の登録を抹消しようとする市内のサークル等は、行田市まちづくり出前講座登録抹消届出書（様式第3号）により教育長に届け出るものとする。

（登録の抹消）

第6条 教育長は、登録されている出前講座が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該出前講座の登録を抹消するものとする。

- (1) 第4条第2項第1号又は第2号に該当するとき。
- (2) 前条の規定により出前講座の登録の抹消の申出があったとき。
- (3) その他教育長が適当でないと認めたとき。

（開催日時及び場所）

第7条 出前講座の開催日時は、対象団体が希望する日（12月29日から翌年1月3の日までを除く。）の午前10時から午後9時までの間で2時間以内とする。

2 出前講座の開催場所は、原則として市内とし、集会等を主催する団体の責任において確保するものとする。

（受講の申請）

第8条 出前講座を受講しようとする対象団体の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として出前講座の受講を希望する日の14日前までに行田市まちづくり出前講座受講申込書（様式第4号）により教育長に申し込むものとする。

（受講の決定）

第9条 教育長は、前条の規定による申込みがあったときは、内容、開催日時等について審査の上、受講の可否を決定し、行田市まちづくり出前講座受講決定書（様式第5号）により申込者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定により受講の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（受講の制限）

第10条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の受講を許可しない。

- (1) 公の秩序を又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(変更等の届出)

第11条 第9条の規定により出前講座の受講の決定を受けた申込者は、開催日時、場所その他申請事項に変更があったとき、又は出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかに教育長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(報告書の提出)

第12条 出前講座を受講した申込者は、出前講座の受講後2週間以内に行田市まちづくり出前講座受講報告書(様式第6号)を作成し、教育委員会へ提出するものとする。

(経費等)

第13条 出前講座の講師料は、無料とする。

- 2 出前講座に使用する施設の使用料、材料費その他出前講座を実施するに当たって必要となる経費は、当該出前講座の受講決定を受けた申込者が負担するものとする。

(庶務)

第14条 出前講座に関する庶務は、行田市教育委員会生涯学習部ひとつくり支援課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。